

第3章

共通施策の推進

- 1 人権に関する教育・啓発
- 2 人権に関する研修
- 3 人権尊重のまちづくり
- 4 人権に関する相談・支援

第3章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発

－ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －

(1) 現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすためには、人権教育・啓発の積極的な推進をはかるとともに、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に考えて行動することが重要です。

平成26年5月には、人権尊重の理念を理解・体得するために多様な機会や場を提供する人権啓発等の活動拠点として、「なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）」を伏見ライフプラザ内に開設しました。市民一人ひとりが人権問題を身近な自らの問題として気づき、学び、行動するための契機を提供するとともに、人権について市民のだれもが、いつでも学べる施設として、特に次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習が可能となるよう、催事啓発、情報提供、相談支援等を総合的に推進しています。

また、人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめていくため、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において連携と協力を深め、さまざまな機会と場を通じて、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施します。また、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施します。 社会教育施設等においては、差別意識の解消と人権意識の高揚を図るため、人権に関する講座・講演会等を実施します。
人権啓発の推進	なごや人権啓発センターにおける啓発を中心として、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、人権施策推進会議等の庁内連絡体制を通じて、分野別の人権啓発施策についても、総合的・計画的に推進します。 また、人権尊重の理念が浸透したまちづくりを進めるため、市民の自主的・主体的な人権啓発活動を支援していきます。

2 人権に関する研修

－ 人権尊重の理念がより実践されるために －

(1) 現状と課題

本市職員においては、日頃から世の中の動きや市民ニーズの把握につとめ、常に人権尊重の視点に立って日常業務をすすめていく意識が重要であり、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が強く求められています。

このため、市の職員に対しては、現在実施している新規採用職員研修を始めとした各階層を対象とする研修や人権研修の講師等となる職員を養成するための研修など、今後も多様な研修機会を、継続的に確保することが必要です。

また、企業の社会に与える影響がますます大きくなった現代社会では、企業も社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする企業の社会的責任（CSR）が強く求められています。平成 23 年には国連の人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、平成 29 年には日本経済団体連合会が「企業行動憲章」を改定し、「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」ことを明記するなど、企業活動における人権の尊重は、ますます大きなテーマとなっており、企業における人権尊重の取り組みの支援が必要となっています。

このほか、「職業選択の自由」は基本的人権としてすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者等の個人情報適正に管理するとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度によりそれぞれの事業所において公正採用選考の推進をはかるなど応募者の基本的人権を尊重する採用選考が行われることが必要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
職員研修等の推進	本市職員として人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重と擁護を基本とした職務を遂行するため、職員研修を計画的に実施するとともに、相談業務に従事する職員に対する研修の充実をはかります。
企業研修の支援等	企業団体との連携を図りながら企業における人権尊重への理解を促進するとともに、研修講師の派遣や研修資料の提供などにより企業における人権尊重の取り組みを支援します。 あわせて、企業におけるハラスメント防止のための取り組みを支援します。

公正な採用選考

愛知労働局や愛知県などと連携を図りながら、求人募集、採用選考にあたっては、求職者本人の能力や適性に基づく公正な選考がなされるよう、啓発に努めるほか、求職者の個人情報が適正に管理されるよう働きかけを進めます。

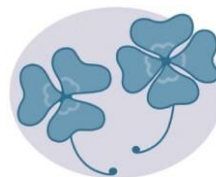
■ “ 「 C S R 」 と 「 人 権 」 ”

企業が社会の一員として果たすべき責任をC S R（Corporate Social Responsibility）といいます。

C S Rには、法令の遵守はもとより、従業員の公正な採用や公平な人事評価のほか、セクシュアル・ハラスメントの防止の徹底などの安心して働くことができる職場づくりや、顧客情報など個人情報を保護するための体制づくり、環境への配慮や社会貢献活動なども含まれます。

また、C S Rの取り組みにより職場で働く人々や消費者、取引先、地域住民などの人権を尊重することで、従業員の働く意欲が高まったり、よりよい商品・サービスの提供につながったりするといわれており、その結果、市場の拡大にもつながっていくことにもなります。

一人ひとりの人権が尊重された社会を実現するため、企業をはじめとするさまざまな組織においても、人権に配慮した活動が一層重要となっています。



3 人権尊重のまちづくり

－ 誰もが安心して安全な生活の営めるまちをめざして －

(1) 現状と課題

今日、市民生活は少子・高齢化社会や高度情報通信社会、グローバル化の進展などの社会・経済情勢の変化によって複雑化・多様化しています。

それに伴い、市民のまちづくりに対するニーズも、介護や地域での自立した生活への支援、健康や医療への支援、就労への支援、災害に強いまちづくりや犯罪や交通事故の少ないまちづくりなど、さまざまな分野にわたっています。

これらのニーズに的確に対応し、市民生活の基本となる生命・財産の安全を確保し、市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがいと心の豊かさを感じるまち、誰もが安心して安全な生活を送ることができるまちをめざします。

こうしたまちづくりをすすめる上での基本理念である「人間性の尊重」を実現していくためには、行政のあらゆる分野において、常に人権尊重の視点を持って施策や事業を推進することが重要となります。

また今日、まちづくりは都市基盤などのハード面の整備だけではなく、地域や家庭における人と人のふれあいの希薄化への対応や、心の豊かさやゆとり志向の高まりへの配慮などといったソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった都市基盤の整備にあたっては、総合的かつ一体的に推進されるよう、面的、地域的な広がりを考慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人にやさしく、安全で快適な都市空間を創出します。
情報のバリアフリーの推進	さまざまな環境で暮らす市民が、情報化社会において等しく必要な情報を受け取り是正していくことができるように、情報のバリアフリーをすすめます。

意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう、各種啓発行事の開催や、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知などの広報・啓発を通じて、「意識のバリアフリー」を推進します。

地域で支えあうパートナーシップの推進

人権意識が広くいきわたった、地域共生社会をめざして、市民の参画と協働によるパートナーシップのまちづくりをすすめます。

4 人権に関する相談・支援

－ 早期解決のための相談・支援を充実 －

(1) 現状と課題

人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまちづくりには、人権教育・啓発と並んで、人権を侵害された人の救済をはかることが重要です。

人権に関する相談は、現に発生している侵害行為から被害者を救済するだけでなく、被害の回復を通じた被害者への支援や人権侵害の発生予防と拡大防止にもつながります。さらに、より本格的な救済手続きへの導入機能や、他の適切な専門機関への紹介機能もあわせ持っています。

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害における相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

本市においては、市政相談や法律相談などのほかに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人などを所管する部局において、それぞれ分野ごとの相談・支援体制の充実をはかってきました。

相談内容に応じて、それぞれの分野を所管する部局の連携協力をはかるなど相談機能の充実につとめながら、人権問題の早期解決に向けた相談と支援に取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

主 な 施 策	基 本 的 方 向
相 談 ・ 支 援	個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実をはかるとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携をすすめ、国、愛知県、人権擁護委員など関係機関との連携・協力関係を充実して、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいます。